

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第127号	
事故等種類	被引浮体搭乗者負傷	
発生日時	平成22年7月21日（水） 13時20分ごろ	
発生場所	愛知県南知多町山海海岸沖 南知多町内海港第4号防波堤灯台から真方位123° 2,400m付近 （概位 北緯34° 43.5′ 東経136° 52.8′）	
事故等調査の経過	平成22年7月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ <small>ちゅうきょうしんのうかい</small> 中京神農会、0.2トン 240-55362愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士（1マイル限定）・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	負傷 2人（被引浮体搭乗者）	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同僚1人を乗せ、同僚2人が乗ったバナナボート（以下「浮体」という。）をえい航して山海海岸沖を遊走中、平成22年7月21日13時20分ごろ、浮体の最前部に乗っていた同僚（以下「搭乗者A1」という。）が手綱を離した際に投げ出され、搭乗者A1の頭部が、浮体の最後部に乗っていた同僚（以下「搭乗者A2」という。）の顎に当たり、両名とも落水した。</p> <p>搭乗者A1と搭乗者A2は、救助されたのちに救急車で病院に搬送された。</p> <p>搭乗者A1は左肋軟骨骨折及び頭頂部切傷外を、搭乗者A2は肺水腫及び左顎裂傷を負った。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：平穏	
その他の事項	<p>浮体は、空気を圧入して膨らませており、全長5.13m、全幅1.15m及び全高0.68mであり、大人5人乗り用であった。</p> <p>船長は、浮体の搭乗者に対し、常時しっかりと手綱をつかんでおくことなど、搭乗中の具体的な注意事項を説明しなかった。</p> <p>船長、後部座席の同僚、搭乗者A1及び搭乗者A2は、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、山海海岸沖において浮体をえい航中、浮体前部に乗っていた搭乗者A1が手綱を離した際に投げ出されたことから、搭乗者A1の頭部が浮体後部に乗っていた搭乗者A2の顎に当たって両人が負傷したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が山海海岸沖において浮体をえい航中、浮体前部に乗っていた搭乗者A 1が手綱を離した際に投げ出されたため、搭乗者A 1の頭部が浮体後部に乗っていた搭乗者A 2の顎に当たったことにより発生したものと考えられる。
----	--